

# 日本獣医学会シンポジウム(日本法獣医学会) 「法獣医学の世界」

## 法獣医学関連症例における病理学検査の実際。 通常臨床例との相違を中心に

内田 和幸(教授)

東京大学大学院 農学生命科学研究科 獣医病理学研究室

**はじめに:** 東京大学獣医病理学研究室では警視庁からの依頼に限り、法獣医学関連の病理解剖を受け入れている。このような法獣医学関連症例の病理検査実施にあたっては、獣医師より依頼される一般的な臨床例と留意点が異なる場合が多い。ここでは実例をもとに法医学関連症例と臨床例における病理検査の相違を紹介したい。

**検体の事前検査:** 一般的に詳細な病態解明を目的とする臨床例の病理検査の場合、臨床経過に関する情報が比較的豊富で、かつ死後変化ができるだけ少ない状態を保持した症例を対象とする。これに対して法獣医学関連の症例では、検体が発見された状況についてはある程度情報が得られるものの、死体現状より、死後経過時間等を推定することが必要であり、また死因については肉眼解剖では情報がえられない例も決して少なくない。法獣医学関連の個体については、やみくもに解剖を行うのではなく、まず外景所見を十分確認し、状態を把握するとともに写真を撮影して、検査後にも再度確認できるようにデータを保管することが最も重要である。

**CT検査の検討:** 野生動物や猫等の比較的小型の個体では、死因に物理的損傷が関係する場合が少なくない。このような症例の骨格病変については、病理解剖よりも全身のCT検査による画像診断の方が圧倒的に優れているため、実施をかならず検討すべきである。

**検体の付着物、臓器および胃内容物の保管:** 法医学関連症例では、検体への付着物の保管が重要な場合があるため、このような付着物については、詳細に状態を観察するとともに、写真を撮影したうえで保管する必要がある。また中毒等が疑われる検体については、胃内容物、肝臓および腎臓などの臓器を未固定で冷蔵保管し、専門機関と検査について協議することが求められる。まれに個体識別等の際にDNAサンプルが必要になるため一部は未固定冷凍サンプルとして保管することが推奨される。

**外傷あるいは腐食による潰瘍の検査:** 法医学関連症例において、特に虐待などが疑われる事例においては外傷性変化の確認は非常に重要である。外傷には擦過傷、刺傷、切傷、切断傷などの他、刺激性化学薬品による腐食に起因する潰瘍形成などがある。これらの外傷性変化については、常に人為的なものか、野生動物の捕食行為等によるものかを念頭において観察する必要がある。特に動物は豊富な体毛に覆われ、皮膚の刺傷部は損傷が非常に小さい傾向があるので、かならず皮下組織および内臓の観察を慎重に行い、損傷の深度や臓器損傷の程度を評価することが重要である。

**病理組織検査:** 法医学関連症例には、死後経過時間や保管状況の関係で、病理組織検査には不向きな状態のものが多い。しかしながら念のため主要臓器については、ホルマリン固定等で検索が可能ないように保管することが必要である。まれに動物の年齢推定等に脳の病理組織検査が有効な場合がある。

**おわりに:** 法医学関連症例の病理検査にあたっては、以下の点を特に注意すべきである。まず公的機関の依頼に応じて実施し、安易に自己判断で実施しないことが重要である。公的機関の要請であっても対応困難な案件は受入れないことも大切である。さらに実施施設の汚染や実施者の感染など、バイオハザードへの配慮を怠ってはならない。最後に獣医師は捜査官ではないので、過度の推察を行うことなく、客観的な態度で、検査と検案書作成にあたることが最も重要である。

### 【講演者略歴】

昭和62年3月 宮崎大学 農学部 獣医学科卒業  
平成元年3月 東京大学大学院 修士課程修了  
平成2年4月 東京大学 農学部 助手  
平成3年10月 宮崎大学 農学部 助手  
平成20年1月 東京大学大学院 准教授  
令和4年4月 東京大学大学院教授—現職